

核兵器廃絶は世界の主流 1月22日条約発効へ

2020年10月24日に、核兵器禁止条約の批准国および地域が条約発効に必要な50か国に達し、今年1月22日に条約発効が確定しました。史上はじめて核兵器を違法化する国際条約であり、核廃絶に向けた取り組みはあらたな段階に入ります。被爆者をはじめ、核兵器のない世界を求める多くの国と市民が力をあわせての画期的な前進です。

中野区からも発信を

中野区は1982年に「憲法擁護・非核都市中野区宣言」をおこない、1990年には「中野区における平和行政の基本に関する条例」を施行。区長も今回の条約発効について「国際的な核廃絶の動きとして一定の前進」と述べ、



「今後も憲法擁護・非核都市宣言自治体として核兵器の廃絶についても発信していきたい」と表明しました。

◀なかの平和マップ（新体育館内の平和資料展示室をはじめ、区役所にも置いてあります。ぜひ、手にとってみて下さい）

陳情は不採択に

区議会に対し、【「日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書」の提出を求める陳情】が提出されていましたが、賛成19-反対22人で不採択に。唯一の戦争被爆国である日本が、この世界の流れに背を向け続けていることは、国内外からも失望と批判の声が相次いでおり、政府の姿勢が問われています。そのため、条約発効前に中野区議会として陳情を採択することはとても大きな意義があっただけに、非常に残念です。私は陳情審査をした総務委員会で陳情に対する賛成討論をおこないました。



▶中野区主催の平和のつどい2020（「サダコの折り鶴」貸与式、ICAN国際運営委員・川崎哲さんの講演も）

賛成：19人（立憲/共産/無所属のむとう・近藤・石坂・小宮山区議）
反対：22人（自民/公明/都ファ/無所属のいながき・立石・竹村・吉田区議）

INFORMATION

区議会定例会のお知らせ(予定)

2月15日(月)～3月23日(火)

2021年度予算の審査もおこないます。区役所3階の区議会事務局で手続きをすれば、どなたでも傍聴できます。感染防止対策をとった上で、お出かけください。

- 本会議：2/15・17・18・19、3/10・23
- 予算特別委員会：2/19・22・25・26、3/1・2
- 予算分科会：3/3・4・5
- 常任委員会：3/12・15・16
- 特別委員会：3/17・18

請願・陳情メ切 2月4日(木)午後5時(事前メ切は1月29日(金)午後5時)



街頭から



コロナ感染防止対策をとりながら、朝・夕の街頭での区政報告活動を継続しています（中野駅・東中野駅・新井薬師前駅・沼袋駅・新井交差点・新井薬師門前交差点にて）



浦野さとみプロフィール

1980年千葉県松戸市生まれ(40才)。2003年3月、千葉医療福祉専門学校・作業療法学科卒。同年4月、作業療法士として中野共立病院・リハビリ室入職。2008年リハビリ室主任。2011年3月、8年間勤めた病院を退職し、中野区議会議員選挙立候補、初当選。現在、3期目(総務委員会、地域包括ケア推進調査特別委員会に所属)。趣味：竹富島への旅行、ゆずのライブへ行くこと、ソフボール・野球。

地域のこと、身近なお困りごとなど、お気軽にご相談下さい。

弁護士をはじめ、各専門家などと連携しながら、解決に力を尽くします。

(弁護士による無料法律相談も実施中です)



浦野さとみの区政報告

ほっこり通信 No.92



何でも無料生活相談実施中
e-mail: urano@jcp-seven.jp
携帯電話: 090-8049-4784

●ホームページ: <http://urano-satomi.jp>

浦野さとみ 検索

●Twitter: @urano_satomi

●Facebook: 浦野さとみ



聞かせて、
あなたのこと、
街のこと



新年にあたり

新しい年が始まりました。コロナ禍のもと、仕事を失った方が急増しています。一昨年の消費増税10%増税の影響も続き、より深刻な事態となっております。すでに、「自助」「共助」ではどうにもならない状況の中で、皆さんが本当に踏ん張って生活・生業をされています。自殺に追い込まれた方の増加も深刻です。これは本人や周囲の問題ではなく、「公助」の弱さの反映であり、まさに政治の責任です。国民のいのち・くらし・生業を支えることが政治の役割であり、「公助」こそ求められています。区政・都政・国政と結んで、「公助」の役割発揮のために議会内外で全力を尽くします。

浦野さとみ

区民の声をまっすぐ議会へ

日本共産党区議団が取り組んだ区民・事業者アンケートには、各世代にわたって4,500人近い方から回答を寄せていただきました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。中でも、20～50代の方の回答が半数を占め、仕事・子育て・介護など多岐にわたる要望やコロナ禍のもとでの大変な実態や声が多数、届きました。現在、集計作業をおこなっており、結果についてはあらためてご報告させていただきます。

アンケートでの声、また、日々の生活相談に基づき、2020年最後の区議会定例会で本会議質問に立ちました。多くの方の傍聴、本当にありがとうございました。中面で詳しく、ご紹介致します。



▲本会議質問の様子

◀寄せられたアンケート



コロナ禍のもと「公助」の役割を

本会議質問ハイライト

区民の暮らし・生業を守る施策を

— 支援策の拡充を —

浦野：①区としての更なる支援策の検討を。②東京都や国に対しても第2弾の持続化給付金や家賃支援給付金などの支援策を求めると同時に、③最大で9カ月の住居確保給付金についても期間延長も求めるべきです。

区：①現在の支援策の効果を見極めながら、区としての更なる支援策を検討していく。②必要に応じて、求めていく。③要望することを考えていく。

制度紹介

住居確保給付金は3カ月の延長が決まりました。住まいは生活の根幹です。引き続き、拡充を求めています。

●相談窓口：中野区役所 暮らしサポート
(区役所2階16番窓口)

03-3228-8950 (平日8:30～17:00)



— 国保料の減免制度の周知を —

浦野：国民健康保険料の減免制度は知られていないのが実態です。制度について、きちんと周知するための具体的対応策を求めます。

区：区有施設へのポスター掲示やSNSでの発信、外国語(5か国語)の案内チラシや記載例等も作成していく。

制度紹介

新型コロナウイルスの影響で、主たる生計維持者の収入減少(2019年に比べ30%以上減少)の世帯等に対し、減免制度があります。まずは、連絡・ご相談下さい。

●相談窓口：中野区役所 保険医療課(区役所2階5番窓口)
03-3228-5511 (平日8:30～17:00)

— DVの相談体制を —

浦野：女性への暴力(DV)の問題も深刻で相談件数も増加。相談体制の整備、相談先の周知が急務となっています。相談先の周知に一層、力をいれるべきです。

区：わかりやすい周知が必要であり、ホームページ等の掲載方向を工夫していく。

制度紹介

●DV相談プラス
(電話・メール・チャット)

0120-279-889 (24時間受付)



●中野区女性相談
03-3228-5556
(平日8:30～17:00)



●東京ウィメンズプラザ
03-5467-2455
(毎日9:00～21:00)



平和の門(旧中野刑務所正門) – 多角的価値をいかした保存・活用計画を –

浦野：区は、正門の保存・公開と平和の森小学校における良好な教育環境確保の両立を図る観点で、正門は曳家により西側へ移築した上で、正門の保存と公開をおこなっていく考えを示しました。旧中野刑務所正門は大正4年に建てられ、日本の建築史上、大変に高い価値を持っています。また、区内平和史跡の1つにもなっています。区は正門の価値をどう認識していますか。また、今後、歴史や価値を活かした保存活用計画にしていきたいと思います。

区：地域の遺産として重要であり、文化財的価値に基づく管理・修理・環境保全・活用などの整備を検討していく。



▲平和の門
(旧中野刑務所正門)

コメント

平和の森小の環境改善は急務

2021年3月までに、区が財務省から用地を取得する予定です。平和の森小学校の新校舎建設に向けた具体化がようやく始まります。遅れに遅れた根本には、10年前に野方小と沼袋小を拙速に統廃合したことがあります。児童はもちろん、学校関係者に大変なしわ寄せがかかっています。「門を保存するから学校開校が遅れる」「門は解体すべき」という一部の議員もいますが、そもそも統廃合をすすめてきたことへの責任には背を向けています。1日も早い新校舎建設はもちろんですが、旧沼袋小の活用も含め、子どもたちの教育環境を少しでも改善することは急務です。

生活保護のケースワーカーは高い専門性と正規職員で

質疑のポイント

①政府は「生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化」方針を閣議決定し、外部委託に積極的な方針を示している。

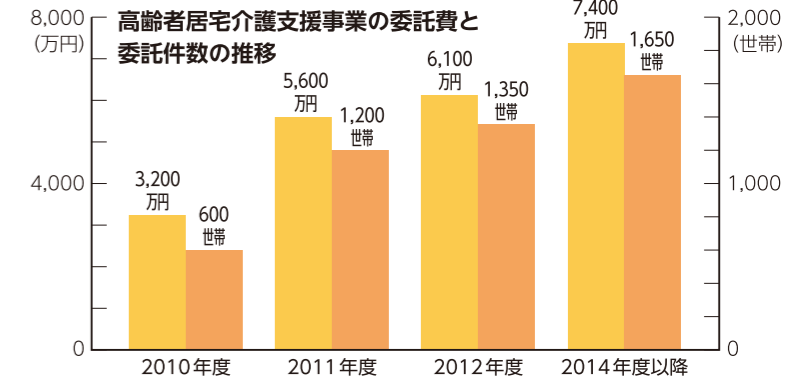
②そもそも、生活保護のケースワーカーには公務員としての権限や決定権とともに高い専門性が求められ、その役割や範囲は生活保護法や社会福祉法などで厳格に定められている。

③中野区福祉事務所では、11年前(2010年度)から生活保護利用の65才以上の方を対象に、「高齢者居宅介護支援事業」の名でケースワークの一部外部委託を開始している(委託専門員が担当)。

④適正に保護を実施するには、ケースワーク業務と保護の決定・実施業務を一体的に福祉事務所が担う必要があり、ケースワーク業務だけを切り分けて外部委託することは法の趣旨に反する。

⑤今回、様々な相談を通じて、委託専門員による違法行為や偽装請負の疑いが非常に濃厚な事例が判明。また、委託事業者自身のブラックな体質、そこで働く方のワーキングプアの実態も浮き彫りとなった。

(質問全文はブログに掲載しています▶)



※65才以上で生活保護を利用している方の担当者は、約2人に1人の割合で委託専門員となっています

コメント

委託事業者が区へ提出している文書と事業者の事業報告書記載の件数には乖離があり、まずは、委託事業者への調査と検証が必要です。区が「調査する」と答弁したことは重要です。

委託専門員は現在14名で、65才以上の生活保護利用者の1650世帯(約2人に1人)を担当しています。専門員の資格所有は、社会福祉士は4名のみで、専門資格がない方は5名です。ケースワークというのは高い専門性が求められ、相談者に寄り添い、粘り強い働きかけや信頼関係を構築することは欠かせません。

外部委託や非正規化の推進でなく、正規公務員ケースワーカーの増員と専門性の確保、手続きの簡素化こそおこなわれるべきだと強く求めました。

医療的ケア児(者)の支援拡充を

現在、医療的ケア児(者)への支援には

- ①障害児通所支援
- ②居宅型訪問保育
- ③区立保育園での保育
- ④重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業などがあります



しかし、医療的ケア児(者)の方々の実態と照らせば、決して、これで十分とは言えません。医療的ケア児(者)の継続した実態把握や個々のニーズ把握、支援の拡充について求めました。

上高田地域のまちづくりは住民参加で

浦野：①地域の拠点となってきた旧上高田小学校跡地は安易な売却はしないこと、②5丁目公有地の活用は住民参加での活用検討を。

区：①学校跡地は、他の小中学校の改築の際の代替校舎としての活用を想定している。②都市計画公園として整備することを目指し、広域避難場所の機能充実等を図ることを考えており、その際は地域の声を伺いながら丁寧に進めていく。



▲旧上高田小学校(現令和小学校)